

用語集

【ア行】

一時借入金（第33条関係）

普通地方公共団体において、当該年度の歳出予算内の支出をするために、金融機関から借り入れる借入金のことである（地方自治法第235条の3）。一借（いちかり）と略される。一時借入金の最高額は、予算でこれを定めることとされており（同第2項）、またその会計年度の歳入をもって償還しなければならない（同第3項）。具体的には金融機関との間で当座貸越契約を結び、その範囲内で借り入れる場合と、個別に期間と金額及び利率とを定めて借り入れる場合とがある。

NPO（第40条関係）

Non（非）—Profit（利益）—Organization（組織）〈ノン・プロフィット・オーガニゼーション〉の略で、営利を目的とせず、社会的使命の実現を目的とする民間組織のことで、「民間非営利組織」と呼ばれている。「非営利」とは、無償で活動したり、活動により利益を上げないということではなく、収益から費用を差し引いた利益を団体の構成員に分配せず、その利益を団体本来の社会貢献活動の費用とすることを意味する。「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づいて認証を受け、設立登記をした団体が「NPO法人」。

【カ行】

基本計画（第19条関係）

基本構想（※）で定めたまちづくりの理念と将来像を実現するため、市民・事業者・行政の役割分担や各分野で取り組むべき施策を体系的かつ具体的に明らかにするもの。第5次総合計画では、計画期間を5年間とし、5年経過後、社会環境の変化への対応するための中間見直しを行った上で後期計画を策定することとしている。

基本構想（第19条関係）

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないとされており（地方自治法第2条第4項）、将来におけるあるべき都市像を定め、その実現のための目標を示す長期的構想で、総合計画の基調をなすもの。

関西文化学術研究都市・高山サイエンスタウン（前文）

関西文化学術研究都市は、創造的な学術・研究の振興を行い、新産業・新文化などの発信の拠点・中心となることを目的として、大阪府、京都府、奈良県にまたがる京阪奈丘陵に建設されている都市。関西文化学術研究都市建設促進法のもと、国の建設に関する基本方針や3府県の建設計画に基づき、約15,000ヘクタールの地域に12の文化学術研究地区が分散配置されている。高山サイエンスタウンはその1つに位置付けられ、平成5年に高山サイエンスプラザ、国立奈良先端科学技術大学院大学が立地、その後民間研究施設として参天製薬、NECの研究所が立地している。

間接民主制（第45条関係）

民主主義における政治制度の一つで代表民主制、代議制ともいう。議会制民主主義と同義である。選挙等のある一定の方法によって代表者を選出し、自らの権力の行使をその代表者に信託することで、間接的に政治に参加し、その意思を反映させる政治制度をさす。対になる概念として直接民主制がある。

機関委任事務（条例制定の背景）

法律又は政令によって国から地方公共団体の執行機関（知事や市町村長など）に委任された事務のこと。1999年に廃止され、法定受託事務に再編成された。あくまでも、特定の機関に委任されたものなので、同じ地方公共団体の別機関（地方議会）はそれに関与できない。また委任された事務は「国の事務」として扱われ、その事務については国の指揮監督を受けていた。費用は原則として国が負担していた。事務処理に関して違法等があったときは、職務執行命令訴訟の裁判手続きを経て国又は都道府県が代執行するものとされていた。

【サ行】

持続可能な都市経営（前文）

財政分野においても、環境分野においても、世代を超えて市民が安心し、地域的連帯を享受しながら愛着を持って住み続けることができる都市を将来にわたって実現していくことをいう。

実施計画（第31条関係）

基本計画（※）に示された施策内容について、具体的な事業計画を明らかにするもので、毎年度の予算編成の指針となるもの。第5次総合計画では計画期間は3年とし、毎年度見直しを行うこととしている。

総合計画（第19条関係）

まちづくりの全ての分野にわたり、総合的、計画的、長期的な基本指針になるとともに、市民や市民団体によるまちづくりの協働目標ともなるもので、基本構想（※）、基本計画（※）、実施計画で構成されている。

【タ行】

地方債（第33条関係）

地方公共団体が必要な財源を調達するために発行する債券で、公債である。債務の履行が一会計年度を越えて行われるものであり、証書借入れ又は証書発行の形式をとるものをいう。地方自治法に基づき地方財政法で規定される。なお、会計年度内において償還されるものは「一時借入金」と呼ばれ、地方債とは区別される。地方債を起こす（起債する）場合は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を予算で定めなければならない（地方自治法第230条）。

地方分権（前文）

地方公共団体に地方自治の主体として、国に集中している権限や財源を移し、都道府県や市町村が自主的、自立的に地域の実情にあった行政を展開できるように制度をかえていこうとするもの。対義語は中央集権。江戸時代の日本は、幕府という中央政府から藩という地方政府に権限が下ろされていたが、藩の大名は、参勤交代による江戸への出張や、幕府の公共事業への強制的な出費や参加を命じられており、中央統制的な面を有していた。明治維新で廃藩置県が実施されると、強固な中央集権体制が作り上げられた。2000年（平成12年）施行の地方分権一括法では、機関委任事務（※）が廃止され、国と地方公共団体が対等な関係とされている。

【ナ行】

二元代表制（第10条関係）

地方自治体における首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶという制度。一方、国においては、選挙された議員で組織された国会が指名する内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負うという議院内閣制。

二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところにあり、ともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成を行うことが二元代表制の本来のあり方とされる。

【八行】

パブリックコメント（第37条関係）

市の基本的な計画や条例等の策定にあたり、その趣旨・目的・内容を公表し、それに対する市民からの意見・情報等を受け、出された意見の概要と市の考え方を公表する制度。市の基本的な計画や条例等の策定過程において市民が意見する機会を保障するだけでなく、反映すべき意見については市の基本的な計画や条例等へ反映することで、その内容をよりよいものとするを目的とする。本市では生駒市パブリックコメント手続条例を平成20年4月から施行。→（関連条文）第38条

附属機関（第39条関係）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができるとされ、附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とされている。また、附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除くほか、その属する執行機関において掌るものとされている。（地方自治法第138条の4第3項、第202条の3）

補完性の原則（第41条関係）

家族や地域などの小さな単位で可能なことはそれに任せ、そこでは不可能又は非効率なものを、市町村や県、国などの大きな単位が行うという考え方。日常生活や身の回りで発生する問題は、まず自分・家庭や地域で解決を図り、それができない場合は行政（市・県・国）で行うという考え方。